

3D 画像処理装置 保守

仕 様 書

令和 8 年 3 月

国家公務員共済組合連合会

新 別 府 病 院

この仕様書は、国家公務員共済組合連合会 新別府病院（以下「甲」という。）における3D画像処理装置の本来の機能を維持し、常時良好な状態において使用できることを目的とし、次に掲げる事項について、受託者（以下「乙」という。）は誠意をもって確実に実施するものとする。

- 1 調達件名
3D 画像処理装置点検保守
- 2 対象装置名
ザイオソフト社製
3D 画像処理装置『ザイオステーション2 Type1000』 1式
3D 画像処理装置『ザイオステーション2 Type S_TAX』 2式
- 3 履行場所
〒874-0833 大分県別府市鶴見二丁目8番30号
国家公務員共済組合連合会 新別府病院（以下、「甲」という。）
- 4 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 5 資格要件
薬事法第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けた者（以下、「乙」という。）であること。
- 6 点検保守の内容
 - (1)装置の定期点検・定期保守を年1回実施すること。
 - (2)乙は、「ザイオステーション」に基づくアプリケーションソフトバージョンアップを含む装置の技術改良作業を行うこと。
この作業は原則として前項記載の定期点検時に行うこと。
 - (3)装置に障害や故障が生じたときは、乙は甲の修理依頼をサービスセンターで受け付け、必要な電話サポート及び現地作業（修理等）を行うこと。
 - (4)乙は、甲の装置の構成、故障履歴等のサービス情報をサービスセンターにおいて記録、管理すること。
- 7 保守業務の実施時間帯
前項記載の保守業務の実施時間帯は、原則として次のとおりとする。
 - (1)定期点検および技術改良の作業
所定の休日および祝祭日を除く平日の 9時00分～17時30分
 - (2)修理依頼の受付時間帯
所定の休日および祝祭日を除く平日の 9時00分～17時30分
この時間帯に装置に不具合が生じ、甲の依頼があった場合には、乙はエンジニア

による電話サポートを行い、更に現地作業が必要な場合には可能な限り迅速にエンジニアを派遣すること。

但し、緊急性が高くない場合及び交通事情・部品手配事情その他による合理的理由がある場合には、乙は翌日以降に別途予定を定めた上でエンジニアを派遣することができるものとする。

8 費用の負担

(1) 乙は、次の保守業務の費用を負担すること。

定期点検費、技術改良費、修理作業費、交換部品費用

(2) 次の費用は前項記載の金額に含まれないものとする。

次の定期交換部品、消耗部品、補充品の交換・補充費用

- ・ モニター・マウスパッド類、プリンタ用紙・インクリボン等の消耗品
- ・ ザイオソフト社製以外の他社装置

(3) 乙が合理的な理由により次のいずれかに該当すると認めた場合には、乙が行った保守業務の費用はこの契約には含まれず、甲が別途乙に支払うものとする。

① 使用者の誤操作、取り扱いの不注意による場合、および取扱説明書などに記載されている操作方法、注意事項などが遵守されなかった場合

ア 乙指定以外の第三者によって対象製品の据付、移設、保守、修理または改造（乙指定以外のソフトウェアのインストールを含む）が行われた場合

イ 故障が乙以外の第三者に起因する場合

A 故障が装置以外の物あるいはソフトウェアに起因する場合

B 火災、地震、風水害、落雷などの不可抗力による故障の場合

C 装置が他の装置とネットワークで接続されている場合の装置間コミュニケーションに関するトラブルで、装置に何ら原因が見られない場合

D 故障が乙指定以外の部品、消耗品、付属機器またはソフトウェアの使用に起因する場合

E 取扱説明書などに記載されている電源、設置環境などの製品使用条件を逸脱した状態で使用された場合、および適切な製品使用条件を維持するために必要な措置に関する取扱説明書の規定、乙のガイドラインその他の助言が遵守されない場合

F コンピューターウイルスあるいはハッカーによるソフトウェア、ハードウェアの損傷である場合、およびコンピューターウイルス、ハッカーによる被害を防止するための乙のガイドラインその他の助言が遵守されない場合

G 第8項②記載の部品の交換が必要となり、乙が甲に連絡したにもかかわらず甲がそれを行わなかった場合で、当該部品の不良により生じた故障の場合

H 装置の仕様、設置条件などの変更（ネットワークを通じて接続されている他

の装置の変更によるものを含む) のために新たに必要となった作業の場合

9 作業環境

甲は、乙がこの契約の趣旨に従って保守業務を遂行できるようにするため、乙に対して次の条件を常に保証する。

- (1) 乙のエンジニアが装置の設置場所に立ち入り、制約なく作業が行えるようにすること。
- (2) 定期点検などあらかじめ甲乙間で計画作業の予定を定めた場合、その時間帯に装置が使用されていないこと。
- (3) 保守作業に必要な電源等を甲の負担において使用させること。
- (4) 乙の保守業務の実施中、甲の担当者が装置の設置場所に立ち合うこと。

10 免責

- (1) 装置あるいはその使用に起因する甲あるいは第三者の損害（間接損害、逸失利益を含む）については、製造物責任法に基づく損害賠償責任の場合を除いて乙は一切の責任を負わないものとする。
- (2) データの保全措置を講じる責任は甲が負うものとし、装置の記憶装置、その他の記憶媒体などに存在するデータ、プログラム、設定条件などの損傷、滅失については、製造物責任法に基づく損害賠償責任の場合を除いて乙は一切の責を負わないものとする。
- (3) 天災地変、交通事情などの不可抗力によって乙が保守業務を実施できなかったことによる損害については、乙は責任を負わないものとする。

11 特記事項

- (1) 保守費用の支払いについては点検月に関わらず毎月保守費用の請求を行うものとする。
- (2) 大分県暴力団排除措置要綱を遵守すること。
- (3) 医療機器の保守点検の業務については、平成5年2月15日付、第14号(旧)厚生省健康政策局指導課長通知が定める基準に従って、適切に行われること。

12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な細目は、国家公務員共済組合連合会新別府病院が定めた役務請負契約基準によるものとする。